上下水道関係事業について

上下水道関係事業について、次のとおり提案する。

平成17年1月12日提出

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会 会 長 中 村 功 一

記

上下水道関係事業については、別紙のとおりとする。

	1.5 .5		トナル治問/2	(市光	No. 1
協定項目番号	15 - 5 上水道、下水道については、東近江市 ただし、別に調整が必要な事業につい			7	
	1 市 2		現況		
	東近江市 (現況及び方針)	町の 		蒲生町	
1 . 上水道	旧八日市市上水道事業と旧五個荘町上水道事業については、東近江市の上水道事業として実施する。 旧永源寺町簡易水道事業については、東近江市の簡易水道事業として実施する。 旧愛東町・旧湖東町の上水道事業については、現行のとおり愛知郡広域行政組合で実施する。	能登川町上水道事業とし	ンて実施	蒲生町上水道事業として実施	【調整内容】 能登川町上水道事業及び蒲生町上水道事業にこれては、東近江市の上水道事業として実施する。
水道料金					
	旧八日市市・旧五個荘町の水道料金については、東近江市における施設計画及び財政計画に基づく料金に統一するよう合併後段階的に調整する。 旧永源寺町の水道料金については、4つの簡易水道料金を統一するよう合併時までに調整する。 旧愛東町・湖東町の水道料金については、愛知郡広域行政組合で定める額とする。 旧八日市市の状況 料金は、1ヶ月について次に掲げる基本料金、超過料金(超過水量の区分に応じて算出した金額の合計額)及びメーター使用料の合計額とする。	料金は、1ヶ月につき次 金、超過料金の合計額と	こする。	同左	【調整内容】 能登川町及び蒲生町の水道料金については、東近江市における施設計画及び財政計画に基づ〈料金に統一するよう合併後段階的に調整する。
	1ヶ月当たり 消費税込み 超過料金	基本料金	1ヶ月当たり 消費税込み 超過料金	1ヶ月当たり 消費税込み 基本料金 超過料金	,
	基本科金 1㎡につき	口径 金額	1㎡につき	口径 金額 1㎡につき	
	家事用 11㎡~ 20㎡ 105円 21㎡~ 40㎡ 126円 10㎡まで 41㎡~100㎡ 136円 1,050円 101㎡~500㎡ 147円	13mm 10m まで 1,890 20mm 15m まで 2,880	円 <u></u> で 円	13mm 10m ³ まで 1,890円 20mm 20m ³ まで 3,780円	
	501㎡~ 157円 営業用 31㎡~100㎡ 136円 30㎡まで 101㎡~500㎡ 147円 3,465円 501㎡~ 157円	25mm 20m³まで 3,830 40mm 100m³ま	<u>円</u> 178円	25mm 40m³まで 7,560円 40mm 100m³まで 1000m³まで	
	3,465円 501㎡~ 157円 浴場用 50㎡まで 51㎡~ 105円 5,250円	18,900 50mm 150㎡ま ⁻ 21,000円 75mm 150㎡ま ⁻	で 円	18,900円 50mm 150㎡まで 28,350円 330㎡まで	
		75mm 750ma 28,660 臨 時		75mm 62,370円 臨 時 504円	

					140.2
協定項目番号	15 - 5	協定項目名	上下水道関係	事業	
	1 市 2	町の	現況		
項目	東近江市(現況及び方針)	能登人	II田T	蒲生町	
	官公署、学校 病院用 31㎡~100㎡ 136円 30㎡まで 101㎡~500㎡ 147円 3,360円 500㎡~ 157円 会社工場用 51㎡~100㎡ 136円 101㎡~500㎡ 147円 6,195円 501㎡~ 157円 臨時用 1㎡につき 131円		15分以内 1,680円	75mmを超えるもの及びこの表に定め無き 口径については、別に管理者が定める。 使用水量が基本水量の2分の1に満たない 場合は基本料金の2分の1とする。 使用水量が10,000㎡を超える場合は超 過料金1㎡につき157円とする。	
	メーター使用料 1月当たり 口径 使用料 13mm 78円 20mm 189円 25mm 294円 30mm 525円 40mm 892円 50mm 1,785円 75mm 2,310円 100mm 3,465円 旧五個荘町の状況 料金は、1ヶ月につき次に掲げる基本料金 単名 超過料金 口径 金額 10m³まで 1,470円 13mm 1,470円 30m³まで 157円 20mm 1,00m³まで 25mm 8,925円 100mmまで 17,850円 100mmまで 1,000m³まで 75mm 1,000m³まで 100mm 1,78,500円 メーター使用料 1月当たり 口径 使用料 13mm 60円 20mm 100円 25mm 150円 30mm 500円 40mm 1,000円 75mm 1,400円 20mm 1,000円 40mm 1,000円 40mm 1,000円 <tr< th=""><th>メーター使用料 なし</th><th></th><th>メーター使用料なし</th><th></th></tr<>	メーター使用料 なし		メーター使用料なし	

-					No. 3
協定項目番号	15 - 5	協定項目名	上下水道関係	事業	
	1 市 2	町の	現 況		
項目	東近江市(現況及び方針)	能登月	I 田丁	蒲生町	
加入金					
	旧八日市市・旧五個荘町の加入金についは、水道料金の改定とあわせて合併後調整る。 旧永源寺町の加入金については、当分の現行のとおりとする。 旧愛東町・旧湖東町の加入金については知郡広域行政組合で定める額とする。	とす の間、			【調整内容】 能登川町及び蒲生町の加入金については、水道料金の改定とあわせて合併後調整する。
	旧八日市市の状況 消費税込の	口径 1 3 mm 2 0 mm 2 5 mm 4 0 mm 5 0 mm 7 5 mm	消費税込み 和入金 84,000円 190,050円 358,050円 619,500円 1,192,800円	消費税込み 日径 加入金 13mm 210,000円 20mm 357,000円 25mm 472,000円 40mm 882,000円 50mm 1,459,500円 75mm 2,919,000円 臨時用 31,500円 1件当り 300,000円 (消費税込み)	

協定項目番号	1 5	- 5		協定項目	名	上	:下水道関係	事業				
	1	市	2	町	の	現	 況					
項目	東近江	市 (現況及び方	5針)		能	登川町			5	第生町 第生町		
2.下水道												
公共下水道事業												
	車近江市にお	いて計画的に整備	借する									
	木烂 /工门 [C0]		rm y So									
整備状況		旧八日市市·五個荘町										
	供用開始年月日	旧八日市市 H1.4.15 旧五個荘町 H9.4. 1	未定	供用開	始年月日	H4	.6.1	供用開始	始年月日	H6	.6.1	
	行政区域内人口	· ·	14,819		域内人口		23,080 人		或内人口		15,057 人	
l	全体計画人口	. ,	18,220		一人回人回		25,300 人		画人口		18,100 人	
l	処理区域内人口	·	0		域内人口		12,347 人		或内人口		6,867 人	
l	普及率 水洗便所設置済人口	6 72.9 人 29,393	0	水洗便所	及率 □署済↓「	1	53.5 % 8,872 人	水洗便所記	及率 近署 沒 ↓ 「	7	45.6 % 4,725 人	
l		6 70.0	0		以旦冯八□ 比化率	1	71.9 %		北率	4	68.8 %	
l	行政区域面積		6,724				3,112 ha		 .域面積		3,464 ha	
l	全体計画面積	-	0	全体計	十画面積		635.5 ha		·画面積		880 ha	
l	処理区域面積	,	827	処理区	区域面積		273.4 ha	処理区	域面積		244 ha	
l	処理施設		東北部浄化センター		!施設		浄化センター		!施設	湖南中部		
l	排除方式	分流式	ハンカーナ	+11.74	\ \	/\		+1F7A	<u> </u>	/\:		
			分流式	145.62	<u>方式</u>	71	流式	排除	方式	<u> </u>		
使用料	使用料につい し、その算定方? (算定方法)	- ては、平成17年	4月分から統一 ものとする。	(算定方法	₹)	金と超過料金で		(算定方法 使用料は、) 基本料:	金と上水道使原 頭の合計額とす	引水量にか	【調整内容】 使用料及びその算定・徴収方法については、合併 時に東近江市の制度に統一する。
使用料	使用料につい し、その算定方? (算定方法)	ては、平成17年 生は従量制による 基本料金と超過料	4月分から統一 ものとする。	(算定方法	₹)	金と超過料金で		(算定方法 使用料は、) 基本料:	金と上水道使月 夏の合計額とす	引水量にか	使用料及びその算定・徴収方法については、合併
使用料	使用料につい し、その算定方注 (算定方法) 使用料は、基	ては、平成17年 法は従量制による 基本料金と超過料	4月分から統一ものとする。	(算定方法 使用料は、	;) 基本料;	金と超過料金で	で賦課 : 消費税込み 料金	(算定方法 使用料は、 かる単価を) 基本料: 乗じた客	金と上水道使月 夏の合計額とす	引水量にか る。 消費税込み 金	使用料及びその算定・徴収方法については、合併
使用料	使用料につい し、その算定方法 (算定方法) 使用料は、基	ては、平成17年 法は従量制による 本料金と超過料 1ヶ月につき 超過料	4月分から統一 ものとする。 金で賦課 消費税込み 金 1 m/に	(算定方法 使用料は、 一般排水	;) 基本料;	金と超過料金で	で賦課 : 消費税込み 料金 1㎡に	(算定方法 使用料は、 かる単価を 一般排水) 基本料: 乗じた客	金と上水道使月 頁の合計額とす 1ヶ月につき	引水量にか る。 消費税込み 金	使用料及びその算定・徴収方法については、合併
使用料	使用料につい し、その算定方法 (算定方法) 使用料は、基 一般排水 基本料金 排水量 料金	ては、平成17年 法は従量制による 基本料金と超過料 1ヶ月につき 超過料 排水量 円 11㎡ ~	4月分から統一 ものとする。 金で賦課 消費税込み 1金 1mlc つき	(算定方法 使用料は、 一般排水 基本料	;) 基本料; ⁴ 金	金と超過料金で 2ヶ月につき 超過* 排水量 20㎡を超え	で賦課 : 消費税込み *注 1 mic つき	(算定方法 使用料は、 かる単価を 一般排水 基本料) 基本料: 乗じた客	金と上水道使月 貝の合計額とす 1ヶ月につき 超過料 排水量 10㎡を超え	引水量にか る。 消費税込み 金 1㎡に つき	使用料及びその算定・徴収方法については、合併
使用料	使用料につい し、その算定方法 (算定方法) 使用料は、基 一般排水 基本料金 排水量 料金	ては、平成17年 法は従量制による 基本料金と超過料 1ヶ月につき 超過料 1 1 m ~ 20 m ~	4月分から統一 ものとする。 金で賦課 消費税込み 金 1 m に つき 126円	(算定方法 使用料は、 一般排水 基本料	表本料: 基本料: *** ***	金と超過料金で 2ヶ月につき 超過* 排水量 20㎡を超え 60㎡まで 60㎡を超え	で賦課 : 消費税込み *注金 1 m に つき 136円	(算定方法 使用料は、 かる単価を 一般排水 基本料) 基本料: 乗じた客 金 料金	金と上水道使月 貝の合計額とす 1ヶ月につき 超過料 排水量 10㎡を超え 30㎡まで 30㎡を超え	引水量にか る。 消費税込み 金 1㎡に つき 140円	使用料及びその算定・徴収方法については、合併
使用料	使用料についし、その算定方法 (算定方法) (算定方法) 使用料は、基 一般排水 基本料金 排水量 料金	ては、平成17年 法は従量制による 基本料金と超過料 1ヶ月につき 超過料 1 1 m ~ 20 m ~ 40 m ~	4月分から統一 ものとする。 金で賦課 消費税込み 金 1 m に つき 126円 136円	(算定方法 使用料は、 一般排水 基本料	表本料: 基本料: *** **	金と超過料金で 2ヶ月につき 超過料 排水量 20㎡を超え 60㎡を超え 100㎡を超え 100㎡を超え	で賦課 : 消費税込み *金 1 m に つき 136円 147円	(算定方法 使用料は、 かる単価を 一般排水 基本料) 基本料: 乗じた客 金 料金	金と上水道使月 頁の合計額とす 1ヶ月につき 超過料 排水量 10㎡を超え 30㎡を超え 30㎡を超え 50㎡を超え	引水量にか る。 消費税込み 金 1㎡に つき 140円 140円	使用料及びその算定・徴収方法については、合併
使用料	使用料につい し、その算定方法 (算定方法) 使用料は、基 一般排水 基本料金 排水量 料金	ては、平成17年 法は従量制による 基本料金と超過料 1ヶ月につき 超過料 1ヶ月につき 20㎡ 21㎡ ~ 40㎡ 41㎡ ~	4月分から統一 ものとする。 金で賦課 消費税込み 金 1 m に つき 126円	(算定方法 使用料は、 一般排水 基本料 排水量	表 基本料 料金 料金 円	金と超過料金で 2ヶ月につき 超過料 排水量 20㎡を超え 60㎡を超え 100㎡を超え 100㎡を超え 200㎡を超え 200㎡をで	で賦課 : 消費税込み *注金 1 m に つき 136円	(算定方法 使用料は、 かる単価を 一般排水 基本料 排水量) 基本料: 乗じた客 金 料金	金と上水道使月 の合計額とす 1ヶ月につき 超過料 排水量 10㎡を超え 30㎡を超え 30㎡を超え 50㎡を超え 50㎡を超え 100㎡を超え	引水量にか る。 消費税込み 金 1㎡に つき 140円	使用料及びその算定・徴収方法については、合併
使用料	使用料についし、その算定方法(算定方法)使用料は、基本料金 排水量 料金	ては、平成17年 法は従量制による 基本料金と超過料 1ヶ月につき 超過料 1ヶ月につき 20㎡ 21㎡ ~ 40㎡ 41㎡ ~ 100㎡	4月分から統一 ものとする。 金で賦課 消費税込み 金 1 m に つき 126円 136円	(算定方法 使用料は、 一般排水 基本料 排水量	表 基本料 料金 料金 円	金と超過料金で 2ヶ月につき 超過* 排水量 20㎡を超え 60㎡を超え 100㎡を超え 100㎡を超え 200㎡まで 200㎡をで	で賦課 : 消費税込み *金 1 m に つき 136円 147円	(算定方法 使用料は、 かる単価を 一般排水 基本料 排水量) 基本料: 乗じた客 金 料金	金と上水道使月 貝の合計額とす 1ヶ月につき 超過料 排水量 10㎡を超え 30㎡を超え 30㎡を超え 50㎡を超え 100㎡を超え 100㎡をで	引水量にか る。 消費税込み 金 1㎡に つき 140円 140円	使用料及びその算定・徴収方法については、合併
使用料	使用料についし、その算定方法 (算定方法) (算定方法) 使用料は、基 一般排水 基本料金 排水量 料金	ては、平成17年 は従量制による 本料金と超過料 1ヶ月につき 超過料 1ヶ月につき 20㎡ 21㎡ ~ 40㎡ 41㎡ ~ 100㎡ 101㎡ ~	4月分から統一 ものとする。 金で賦課 消費税込み 1金 1m ² に つき 126円 136円 147円	(算定方法 使用料は、 一般排水 基本料 排水量	表 基本料 料金 料金 円	金と超過料金で 2ヶ月につき 超過料 排水量 20㎡を超え 60㎡を超え 100㎡を超え 100㎡を超え 200㎡を超え 200㎡をで	で賦課 : 消費税込み !金 1㎡に つき 136円 147円 157円	(算定方法 使用料は、 かる単価を 一般排水 基本料 排水量) 基本料: 乗じた客 金 料金	金と上水道使月 の合計額とす 1ヶ月につき 超過料 排水量 10㎡を超え 30㎡を超え 30㎡を超え 50㎡を超え 50㎡を超え 100㎡を超え	3水量にか る。 消費税込み 金 1㎡に つき 140円 140円 145円	使用料及びその算定・徴収方法については、合併
使用料	使用料についし、その算定方法(算定方法)使用料は、基本料金 排水量 料金	ては、平成17年 法は従量制による 基本料金と超過料 1ヶ月につき 超過料 1ヶ月につき 20㎡ 21㎡ ~ 40㎡ 41㎡ ~ 100㎡	4月分から統一 ものとする。 金で賦課 消費税込み 1㎡に つき 126円 136円 147円	(算定方法 使用料は、 一般排水 基本料 排水量	表 基本料 料金 料金 円	金と超過料金で 2ヶ月につき 超過* 排水量 20㎡を超え 60㎡を超え 100㎡を超え 100㎡を超え 200㎡まで 200㎡をで	で賦課 : 消費税込み : 消費税込み : 1㎡に つき 136円 147円 157円	(算定方法 使用料は、 かる単価を 一般排水 基本料 排水量) 基本料: 乗じた客 金 料金	金と上水道使月 貝の合計額とす 1ヶ月につき 超過料 排水量 10㎡を超え 30㎡を超え 30㎡を超え 50㎡を超え 100㎡を超え 100㎡をで	3水量にか る。 消費税込み 金 1㎡に つき 140円 140円 145円	使用料及びその算定・徴収方法については、合併
使用料	使用料についし、その算定方法(算定方法)使用料は、基本料金 排水量 料金	ては、平成17年 は従量制による 本料金と超過料 1ヶ月につき 超過料 1ヶ月につき 20㎡ 21㎡ ~ 40㎡ 41㎡ ~ 100㎡ 500㎡以上	4月分から統一 ものとする。 金で賦課 消費税込み 1金 1m ² に つき 126円 136円 147円	(算定方法 使用料は、 一般排水 基本料 排水量	法) 基本料金 料金 円 2,520	金と超過料金で 2ヶ月につき 超過料 排水量 20㎡を超え 60㎡を超え 100㎡を超え 100㎡を超え 200㎡まで 200㎡を超え 200㎡をある分	で賦課 : 消費税込み : 消費税込み : 1㎡に つき 136円 147円 157円	(算定方法 使用料は、 かる単価を 一般排水 基本料 排水量) 基本料: 乗じた客 金 料金	金と上水道使月 貝の合計額とす 1ヶ月につき 超過料 排水量 10㎡を超え 30㎡を超え 50㎡を超え 50㎡を超え 100㎡を超え 100㎡をあるう	3水量にか る。 消費税込み 金 1㎡に つき 140円 140円 145円	使用料及びその算定・徴収方法については、合併
使用料	使用料につい し、その算定方法 (算定方法) 使用料は、基 一般排水 基本料金 排水量 料金	ては、平成17年 は従量制による 本料金と超過料 1ヶ月につき 超過料 1ヶ月につき 20㎡ 21㎡ ~ 40㎡ 41㎡ ~ 100㎡ 500㎡以上	4月分から統一 ものとする。 金で賦課 消費税込み 金 1mic つき 126円 136円 147円 157円 168円	(算定方法 使用料は、 一般排水 基本料 排水量	表 基本料: 基本料: 料金 円 2,520	金と超過料金で 2ヶ月につき 超過料 排水量 20㎡を超え 60㎡を超え 100㎡を超え 100㎡を超え 200㎡まで 200㎡を超え 200㎡をある分	で賦課 : 消費税込み *金 136円 147円 157円 168円	(算定方法 使用料は、 かる単価を 一般排水 基本料 排水量) 基本料: 乗じた客 金 料金 1,360	金と上水道使月 貝の合計額とす 1ヶ月につき 超過料 排水量 10㎡を超え 30㎡を超え 50㎡を超え 50㎡を超え 100㎡を超え 100㎡をあるう	引水量にかる。 消費税込み 金 1㎡につき 140円 140円 145円 150円	使用料及びその算定・徴収方法については、合併
使用料	使用料につい し、その算定方法 (算定方法) 使用料は、基 一般排水 基本料金 排水量 料金 10㎡まで 1,0	ては、平成17年 は従量制による 本料金と超過料 1ヶ月につき 超過料 1ヶ月につき 20㎡ 21㎡ ~ 40㎡ 41㎡ ~ 100㎡ 500㎡以上	4月分から統一 ものとする。 金で賦課 消費税込み 金 1 m/C つき 126円 136円 147円 157円 168円	(算定方法 使用料は、 一般排水 基本* 排水量 20㎡まで	表 基本料: 基本料: 料金 円 2,520	金と超過料金で 2ヶ月につき 超過* 排水量 20㎡を超え 60㎡を超え 100㎡を超え 100㎡を超え 200㎡を超え 200㎡をある分	で賦課 : 消費税込み : 消費税に 136円 147円 157円 168円 : 消費税込み : 消費税込み : 消費税込み	(算定方法 使用料は、かる単価を 一般排水 基本料 排水量 10㎡まで) 基本料: 乗じた客 金 料金 1,360	金と上水道使月 貝の合計額とす 1ヶ月につき 超光 排水量 10㎡を超え 30㎡を超で 30㎡を超で 50㎡を超え 100㎡を 100㎡を 超える分	引水量にかる。 消費税込み金 1㎡につき 140円 140円 150円	使用料及びその算定・徴収方法については、合併
使用料	使用料につい し、その算定方法 (算定方法) 使用料は、基 一般排水 基本料金 排水量 料金 10㎡まで 1,0 特定排水	ては、平成17年 は従量制による 本料金と超過料 1ヶ月につき 超過料 1ヶ月につき 20㎡ 21㎡ ~ 40㎡ 41㎡ ~ 100㎡ 500㎡以上	4月分から統一 ものとする。 金で賦課 消費税込み 金 1mic つき 126円 136円 147円 157円 168円	(算定方法) 使用料は、 一般排水 基本料 排水量 20㎡まで 特定排水 基本料	表 基本料: 基本料: 料金 円 2,520	金と超過料金で 2ヶ月につき 超過* 排水量 20㎡を超え 60㎡を超え 100㎡を超え 200㎡まで 200㎡まで 200㎡まで 200㎡まで 200㎡を超え 200㎡まで 200㎡を超え 200㎡を超 200㎡を超 200㎡を超 200㎡を超 200㎡を超 200㎡を超 200㎡を超 200㎡を超 200㎡を超 200㎡を超 200㎡を超 200㎡を超 200㎡を超 200㎡を 2	で賦課 : 消費税込み *金 136円 147円 157円 168円	(算定方法 使用料価を 一般排水 基本量 10㎡まで 特定排水) 基本料: 乗じた客 料金 円 1,360	金と上水道使月 類の合計額とする 1ヶ月に回路 排水量 10㎡を超えて 30㎡を超えて 30㎡を超えて 50㎡を超えて 100㎡を超えて 100㎡をある分	引水量にかる。 消費税込み 金 1㎡につき 140円 140円 145円 150円	使用料及びその算定・徴収方法については、合併

			No. 5
協定項目番号	15 - 5	協定項目名 上下水道関係事業	
	1 市 2	町の現況	
項目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	
	公衆浴場排水 1ヶ月につき 消費税込み 基本料金 超過料金 排水量 料金 排水量		
	300㎡まで 円 300㎡を 10,500 超える分 52円		
	(排水量の認定) (1)水道水のみを使用している場合は、上水道使用水量を汚水量とする。 (2)井戸水のみを使用の場合は、世帯構成員一人につき1ヶ月7㎡で認定する。 (3)上水道と井戸水を併用の場合は、上水道の使用水量と井戸水の認定水量(世帯人員×7㎡)を比較してどちらか多い方の水量とみなす。 (徴収方法) ・口座振替等による個別徴収	(排水量の認定) ((1)水道水のみを使用している場合は、上水道使用水量を汚水量とする。 ((2)井戸水のみを使用の場合は、世帯構成員一人につき1ヶ月7㎡で認定する。 ((3)上水道と井戸水を併用の場合は、上水道の使用水量と井戸水の認定水量(世帯人員×7㎡)を比較してどちらか多い方の水量とみなす。 ((数収方法) ・口座振替等による個別徴収 ・口座振替等による個別徴収 ・ 口座振替等による個別徴収	
	・上水道料金と同一 【参考】 世帯構成人数別の料金試算 世帯人数 料金 1人 1,050円 2人 1,554円 3人 2,446円 4人 3,402円 5人 4,357円 1人1ヶ月7㎡(認定水量)を使用した場合(消費税込み。)	・2ヶ月徴収 (上水道料金と同一)	

				NO. 0
協定項目番号	15 - 5	協定項目名 上下水道関係	事業	
	1 市 2	町 の 現 況		
項目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
受益者負担金 (分担金)	受益者負担金については、これまでの整備に 要した費用をもとに算出していることから、現行 の各処理分区のとおりとする。 また、農業集落排水処理施設を公共下水道へ 接続替する際の受益者負担金は徴収しない。			
	旧八日市市の状況 都市計画税の一部を下水道事業に充当しているため、市街化区域(第1負担区)と市街 化調整区域(第2負担区)で負担区分をしている。	(受益者負担金の額)	(受益者負担金の額)	
	・第1負担区 250円/㎡ (3年12回分割の制度あり) ・第2負担区 420円/㎡ (3年12回分割の制度あり)	負担区名負担金額(1㎡当り)第1負担区300円第2負担区300円第3負担区300円第4負担区300円	全町一負担区で徴収 第1負担区 270円/㎡ (3年12回分割の制度あり)	
	旧五個荘町の状況 125,000円 / ます割額(均等割)と 250円 / 敷地面積1㎡を合算した額	(3年12回分割の制度あり)		
農業集落排水事業				
施設整備	農業集落排水処理施設については、計画的に整備する。また、各施設の適正な維持管理に努める。			
	整備状況 旧八日市市 9地区 すべて整備済 旧永源寺町 8地区 7地区で整備済 旧五個荘町 3地区 すべて整備済 旧愛東町 10地区 すべて整備済 旧湖東町 14地区 すべて整備済	4地区 すべて整備済	5地区 すべて整備済	
使用料	使用料については、平成17年4月分から統一し、その算定方法及び徴収方法は次のとおりとする。 ただし、店舗または事務所等の使用料については、合併時までに調整する。			【調整内容】 使用料及びその算定・徴収方法については、合併 時に東近江市の制度に統一する。
	(算定方法) 消費税込み 基本料金 人数割 全処理区 1,995円 367円	(算定方法) 消費税込み 基本料金 全処理区 2,520円 超過料金は公共下水道料金と同一	(算定方法) 基本料金 人数割 蒲生堂 3,000円 600円 宮川 2,000円 700円 稲垂 4,700円 500円 鈴 1,500円 750円 石塔・平林 1,000円 500円	
	(徴収方法) 口座振替等による個別徴収	(徴収方法) 口座振替等による個別徴収	(徴収方法) 各管理組合による徴収	

協定項目番号	15 - 5		協定項目名		下水道関係	係事業				
項目	1 市 東近江市(現況及び方)	2	田丁(の 現 能登川町	況	蒲生町				
<u></u>	【参考】 世帯構成人数別の料金詞	算 費税を含む 記 2円 0円 7円				用土叫				
分担金	分担金については、合併時に統 分担金の状況 旧八日市市 ・事業に要する費用に100分のは得た額とする。 旧永源寺町 ・事業に要する費用に100分のでで得た額とする。 旧五個荘町 ・事業に要する費用の100分のでする。 旧愛東町 ・事業に要する費用(当該事業助金の変付を受けた場合は、当金の額を差し引いた額)の範囲で町長が定める額とする。 旧湖東町 ・事業に要する費用(測量試験た額)の100分の10以内とする。	9を乗じて 15を乗じ 10以内と に対補助 内におい 費を除い	(分担金の割 1㎡あたり (公			(分担金の額) ・事業に要する費用(当該事業に対し補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の額を差し引いた額)の範囲内において町長が定める額とする。				
新規加入金	新規加入金については、現行の 新規加入金の状況 旧八日市市、旧永源寺町、旧愛東 各管理組合の定めた額 旧五個荘町 25万円 公共下水道事業と同	更町、旧湖東町	なし			各管理組合の定めた額	【調整内容】 新規加入金については、蒲生町は現行のとおり し、能登川町は合併時までに調整する。			
施設管理積立金	施設管理積立基金については、 清算する。	合併時までに	有り			有り				